

令和元年度第5回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月5日(月)午後1時30分から午後2時58分

2. 開催場所 三次市役所 6階 601号室

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第20号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
報告第21号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
報告第22号 非農地証明願承認
議案第25号 農地法第3条
議案第26号 農地法第4条第1項
議案第27号 農地法第5条第1項
議案第28号 農用地利用集積計画

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第5回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、上田委員・大前委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度第5回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第20号から報告第22号までの3件です。議案が、議案第25号

から議案第 28 号までの 4 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 20 号から報告第 22 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 20 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 3 件ご報告いたします。内容は、7 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の 1 ページから 2 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 21 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 14 件ご報告いたします。内容は、7 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の 3 ページから 9 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 22 号「非農地証明願承認」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 8 土地の所在が、西河内町 269 番、現況地目は原野で、面積が 3,044 m²、申請人が、西河内町_____、●●●●さん、非農地となった理由は、平成 3 年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。報告については以上です。

議 長 報告第 20 号から第 22 号を報告いたしました。
報告 3 件について、質問があればどうぞ。

(質問なし)

議 長 議案第 25 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係 長 議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 8 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 37 土地の所在が、三次町_____、地目は畑で、面積が 105 m²、譲渡人が、広島市安佐南区大町西_____、●●●●さん、譲受人が、作木町大山_____、●●●●さん、経営状況は、譲受人 83,235 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

2 番 譲渡人は遠方に居住され耕作が困難です。譲受人は樹園地として耕作されます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 37 を決まします。

次に申請番号 38 の説明を求めます。

係 長 申請番号 38 土地の所在が、三和町福田字大蔵山_____ほか 1 筆、現況地目は畑が 1 筆で、1,967 m²、雑種地が 1 筆で、5,203 m²、面積の合計が 7,170 m²、譲渡人が、三和町福田_____, ●●●●さん、譲受人が、広島市安芸区船越南_____, ●●●●さん、譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲受人は譲渡人の子です。従前は飼料作物を植えられ、現在は一部野菜を栽培されています。譲渡人が体調を崩され管理できないため、譲受人に贈与して、果樹と野菜を栽培されます。譲渡人が農業の指導、手伝いをされ問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 38 を決めます。
次に申請番号 39 の説明を求めます。

係 長 申請番号 39 土地の所在が、四拾貫町_____ほか 7 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が 8,819 m²、譲渡人が、四拾貫町_____, ●●●●さん、譲受人が、島敷町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 15,901 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請者は親子です。今まで利用権設定で子に貸していたものを、贈与するものです。農地は全て耕作されており問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 39 を決めます。
次に申請番号 40 の説明を求めます。

係 長 申請番号 40 土地の所在が、塩町_____ほか 2 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が 3,694 m²、譲渡人が、福岡県福岡市西区姪浜駅南_____, ●●●●さん、譲受人が、塩町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 3,778 m²、申請内容は双

方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 譲渡人は遠方に住まわれ耕作が困難です。譲受人は6年前にUターンされ、申請農地を含めて耕作をされていました。この度自己所有農地としたいと相談され売買となりました。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号40を決します。

次の申請番号41と申請番号42は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号41と申請番号42は、農地の交換を目的とした所有権移転です。

申請番号41の譲渡人で、申請番号42の譲受人は、作木町大山_____, ●●●●さんで、経営状況は、83,235㎡、申請番号41の譲受人で、申請番号42の譲渡人は、日下町_____, ●●●●さんで、経営状況は、1,861㎡です。

申請番号41 土地の所在が、日下町_____, 地目は田で、面積が458㎡です。

申請番号42 土地の所在が、日下町_____, 地目は田で、面積が693㎡です。

なお、本件2件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲受人と譲渡人の農業効率を考え、農地を交換されるものです。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号41と42を決します。

次に申請番号43の説明を求めます。

係 長 申請番号43 土地の所在が、大田幸町_____ほか2筆、地目は、すべて田で、面積の合計が3,050㎡、譲渡人が、広島市安佐南区高取北_____, ●●●●さん、譲受人が、大田幸町_____, ●●●●さん、経営状況は、本申請地を合わせ、譲受人3,252㎡、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、原則、1年以内に自ら耕作しない場合の所有権移転は認められていませんが、

本申請の内 2 筆は、農地所有適格法人の構成員に所有権を移転し、従前と同様に同一法人に利用権を設定するものであり、自ら耕作が可能となる時期に関わらず、所有権移転が例外的に認められているものです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 譲渡し人は、遠方に住まれ農業が困難でした。譲受人は法人の構成員、役員です。周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 43 を決めます。
次に申請番号 44 の説明を求めます。

係 長 申請番号 44 土地の所在が、吉舎町安田_____ほか 4 筆、地目は田が 2 筆で、1,904 m²、畑が 3 筆で、1,152 m²、面積の合計が、3,056 m²、譲渡人が、岡山県岡山市北区奥田本町_____, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町敷地_____, ●●●●さん、経営状況は、本申請地を合わせ、譲受人 3,675 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人と譲受人は親戚にあたります。譲渡人は相続により農地を取得されましたが遠方に住まわれているため管理、耕作できません。今までも譲受人が管理、耕作されてきており問題ないものと思われます。周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 25 号「農地法第 3 条」については、申請番号 37 から申請番号 44 までを異議なしと決めます。

次に、議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 19 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 6 土地の所在が、布野町上布野_____, 地目は田で、面積が 315 m²、申請人が、布野町上布野_____, ●●●●さん、申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 住宅改修に合わせて、家族、従業員の休憩場所、駐車スペースをすでに整備されています。よって始末書を提出されています。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 6 を決めます。
次に申請番号 7 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7 土地の所在が、上川立町_____，現況地目は畑で、面積が 253 m²，申請人が、上川立町_____，●●●●さん，申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、県営担い手育成基盤整備事業 川立地区として、平成 7 年度から平成 12 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 申請者は税理士と行政書士を営まれており、市内中心部に事務所を設けられていますが、自宅での相談も増え、自宅には駐車スペースが狭いため、駐車場に転用されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 7 は許可妥当として処理諮問いたします

申請番号 8 は、有重委員に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、有重委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（有重委員 退席）

議 長 申請番号 8 について、事務局から説明を求めます。

係 長 申請番号 8 土地の所在が、吉舎町辻_____，地目は田で、面積が 146 m²，申請人が、吉舎町辻_____，●●●●さん，申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は農繁期には運搬車、農機具が家の近くに入らないため、公道へ一時駐車するなどの対応をされてきました。それでは迷惑がかかると申請地を駐車場に転用されます。通常は神社の駐車場としても活用されます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 8 を決めます。
それでは、有重委員に入室いただいでください。

（有重委員着席）

議 長 申請番号 8 は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 9 の説明を求めます。

係 長 申請番号 9 土地の所在が、作木町門田_____ほか 1 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が 136 m²、申請人が、畠敷町_____, ●●●●さん、申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請地は、すでに駐車場に転用されています。家の駐車場が狭いということで転用され、始末書を添付して申請されています。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9 を決めます。
次に申請番号 10 の説明を求めます。

係 長 申請番号 10 土地の所在が、作木町下作木_____, 地目は畑で、面積が 181 m²の内 78 m²、申請人が、作木町下作木_____, ●●●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請者の農地は、申請地の上の山にあり急な坂道を登らないといけないため、管理しやすい自宅付近に移設されるものです。周辺農地所有者にも同意を得られています。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 10 を決めます。
次に申請番号 11 の説明を求めます。

係 長 申請番号 11 土地の所在が、作木町下作木_____，地目は田で、面積が 77 m²，申請人が、作木町下作木_____，●●●●さん，申請内容は、墓地の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 現在の墓地は山の中にあるため自宅付近に移設されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 11 を決めます。
次に申請番号 12 の説明を求めます。

係 長 申請番号 12 土地の所在が、東酒屋町_____，地目は田で、面積が 1,696 m²，申請人が、東酒屋町_____，●●●●さん，申請内容は、太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 隣接地には太陽光発電設備が設置されている場所です。申請者は高齢で農業が困難になったため、太陽光発電設備に転用されます。設置により他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 12 を決めます。

次の、申請番号 13 から申請番号 24 までは関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 13 から申請番号 24 は、みらさか土地区画整理事業の実施に合わせて宅地造成を行うものです。

申請番号 13 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 1 筆、仮換地地番_____, 地目はすべて田で、面積の合計が 852 m², 仮換地面積 721.51 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 14 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 1 筆、仮換地地番_____, 地目はすべて田で、面積の合計が 1,020 m², 仮換地面積 603.13 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 15 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 1 筆、仮換地地番_____ほか 1 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 626 m², 仮換地面積の合計が 532.01 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 16 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 2 筆、仮換地地番_____ほか 2 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 1,176 m², 仮換地面積の合計が 977.92 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 17 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 1 筆、仮換地地番_____, 地目は田が 1 筆で、188 m², 畑が 1 筆で、69 m², 面積の合計が 257 m², 仮換地面積 231.56 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 18 土地の所在が、三良坂町三良坂_____, 仮換地地番_____, 地目は田で、面積が 557 m², 仮換地面積 258.87 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 19 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 5 筆、仮換地地番_____ほか 3 筆、地目は田が 2 筆で、1,214 m², 畑が 4 筆で、403 m², 面積の合計が 1,617 m², 仮換地面積の合計が 1,013.52 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 20 土地の所在が、三良坂町三良坂_____, 仮換地地番_____, 地目は畑で、面積が 140 m², 仮換地面積 164.76 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 21 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 3 筆、仮換地地番_____ほか 1 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が 2,439 m², 仮換地面積の合計が 1,562.84 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 22 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 1 筆、仮換地地番_____ほか 1 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が 434 m², 仮換地面積の合計が 294.26 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 23 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 5 筆、仮換地地番_____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,968 m², 仮換地面積 1,282.94 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

申請番号 24 土地の所在が、三良坂町三良坂_____ほか 5 筆、仮換地地番_____ほか 5 筆、地目は田が 5 筆で、1,991 m², 畑が 1 筆で、197 m², 面積の合計が 2,188 m², 仮換地面積の合計が 1,627.68 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さんです。

本 12 件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 三良坂土地区画整理事業用地内の農地で、今年度末までに換地処分を終えられるということです。事業の目的に沿った、宅地化の事業で問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 6、及び申請番号 8 から申請番号 24 を異議なしと決し、申請番号 7 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 13 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 36 土地の所在が、十日市町_____、地目は田で、面積が 1,585 m²、貸主が、十日市町_____、●●●●さん、借主が、福山市南手城町_____、株式会社 ●●●●、申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 賃貸人は、農業をされていないため、農地の有効活用のため農地を貸されます。賃借人は、農地へ太陽光発電設備を設置されます。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 36 を決します。

次に申請番号 37 の説明を求めます。

係 長 申請番号 37 土地の所在が、畠敷町_____、地目は田で、面積が 1,395 m²、譲渡人が、畠敷町_____、中村 勝則さん、譲受人が、福山市南手城町_____、株式会社 _____、申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は耕作放棄地です。除草対策は防草シートを敷設されます。排水対策、他の農地への影響は問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 37 を決めます。
次に申請番号 38 の説明を求めます。

係長 申請番号 38 は、保留とします。理由は、地域の調整が未了であり、事業の確実性について、遅滞なく申請用途に供することが担保できないためです。

議長 次に申請番号 39 の説明を求めます。

係長 申請番号 39 土地の所在が、栗屋町_____, 地目は田で、面積が 1,095 m², 譲渡人が、栗屋町_____, ●●●●さん, 譲受人が、大阪府大阪市中央区道修町_____, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありますか。

12 番 譲渡人は高齢で、一人暮らしで、農地は草刈り管理のみとなっています。以前に太陽光発電設備を設置した農地の隣地で、休耕田の有効活用のため太陽光発電設備を設置されます。排水対策は問題ありません。防草シートを敷設されます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 39 を決めます。
次に申請番号 40 の説明を求めます。

係長 申請番号 40 土地の所在が、十日市東_____, ほか 1 筆, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 645 m², 譲渡人が、十日市東_____, ●●●●さん, 譲受人が、庄原市西本町_____, ●●●● 株式会社, 申請内容は、宅地分譲です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありますか。

7 番 譲渡し人は申請地を畑として活用されていましたが、高齢となり耕作が難しくなったため、有効利用として土地の売買をされます。周辺農地への影響はありません。排

水対策も問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 40 を決めます。

次に申請番号 41 の説明を求めます。

係長 申請番号 41 土地の所在が、和知町_____、地目は畑で、面積が 229 m²、譲渡人が、和知町_____、●●●●さん、譲受人が、和知町_____、●●●●さん、申請内容は、農家住宅の建築です。

申請地は、県営ほ場整備事業 和知地区として、昭和 55 年度から平成 5 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 申請者は親子です。申請地は不作付地ですが、他の農地は耕作されています。排水対策に問題はありません。周辺への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 41 は許可妥当として処理諮問いたします。

次に申請番号 42 の説明を求めます。

係長 申請番号 42 土地の所在が、三次町_____、地目は畑で、面積が 1,160 m²、貸主が、三次町_____、●●●●さん、借主が、東広島市高屋町造賀_____、●●●●●さん、申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業変更計画認定見込みです。

なお、本件土地については、太陽光発電施設用地として平成 31 年 3 月 1 日付で農地転用を許可しておりますが、当該事案について取消願が提出され、改めて別の事業者から転用申請があったものです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 本事業は、2 月に許可しているもので、すでに転用されています。取消、再申請に至った顛末書が添付されての申請になっています。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 42 を決めます。
次に申請番号 43 の説明を求めます。

係 長 申請番号 43 土地の所在が、吉舎町吉舎_____, 地目は畑で、面積が 239 m², 譲渡人が、吉舎町吉舎_____, ●●●●さん, 譲受人が、吉舎町吉舎_____, ●●●●さん, 申請内容は、農家住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請者は義理の親子で、子どもが大きくなり手狭となったため、実家の近隣の農地に住宅を建てられるものです。排水対策は問題ありません。周辺への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 43 を決めます。
次に申請番号 44 の説明を求めます。

係 長 申請番号 44 土地の所在が、上志和地町_____, 地目は畑で、面積が 266 m², 譲渡人が、上志和地町_____, ●●●●さん, 譲受人が、上志和地町_____, ●●●●さん, 申請内容は、農業倉庫の建築及び駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 申請者は親戚関係にあります。すでに転用されており、始末書が添付されています。転用内容は農業用倉庫の建設と、隣接地にある集会所の駐車場として活用されます。排水対策に問題ありません。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 44 を決めます。
次に申請番号 45 の説明を求めます。

係 長 申請番号 45 土地の所在が、吉舎町敷地_____, 地目は田で、面積が 1,186 m², 貸主が、吉舎町敷地_____, ●●●●さん, 借主が、広島市西区楠木町_____, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は水利が不便で、長く耕作されていませんでした。太陽光発電設備を設置されます。防草対策は、除草剤で対応されますが、畦畔については草刈りでの対応を指導しました。排水対策に問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 45 を決めます。
次に申請番号 46 の説明を求めます。

係 長 申請番号 46 土地の所在が、東酒屋町_____, 地目は田で、面積が 1,911 m², 貸主が、東酒屋町_____, ●●●●さん, 借主が、東酒屋町_____, ●●●●さん, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は、周辺に太陽光発電設備が設置、設置予定されている場所です。設置による他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 46 を決めます。
次に申請番号 47 の説明を求めます。

係 長 申請番号 47 土地の所在が、吉舎町上安田_____ほか 1 筆, 地目は田が 1 筆で、1027 m², 畑が 1 筆で、81 m², 面積の合計が 1,108 m², 譲渡人が、吉舎町上安田_____, ●●●●さん, 譲受人が、東広島市安芸津町三津_____, ●●●● 株式会社, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー

ルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は高齢で、水の便利が悪いため、耕作者が見つからなかったところ、太陽光発電設備の設置の話がまとまりました。除草対策は防草シートを敷設されます。草刈り対応も合わせてされます。排水対策も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 47 を決めます。
次に申請番号 48 の説明を求めます。

係 長 申請番号 48 土地の所在が、吉舎町上安田_____, 地目は田で、面積が 1,175 m², 譲渡人が、吉舎町上安田_____, ●●●●さん, 譲受人が、東広島市安芸津町三津_____, ●●●● 株式会社, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は先ほどの太陽光発電設備の申請地の近隣にあり、太陽光発電事業者も関連会社であるため同様の管理がなされます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 36 から 37, 申請番号 39, 40, 及び申請番号 42 から申請番号 48 を異議なしと決し、申請番号 41 を許可妥当として処理諮問します。なお、申請番号 38 は保留とします。

議 長 議案第 28 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 28 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。
議案書 25 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。
貸借権設定が、1 件で、2,326 m²です。
本申請については議案書の 24 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。
以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 28 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 28 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて、一般住宅に係る特定土地改良事業等の施工区域内にある農地等の転用許可
判断について協議します。

(事務局説明 協議)

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 一般報告)

議 長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、9月5日(木)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開
催する予定です。以上で令和元年度第5回農業委員会総会を終了します。